

27-3. 愛媛県豪雨災害緊急地域雇用維持助成金のご案内

愛媛県では、平成30年7月豪雨災害に伴う休業により、国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主に対し、標記助成金を上乗せ助成し、雇用環境の安定を図るとともに、被災事業主の事業再開を支援します。

1. 支給対象

愛媛県内に所在する事業所で、平成30年7月豪雨に伴う休業により、国の「雇用調整助成金」の支給決定（教育訓練・出向は対象外）を受けた事業主。

2. 助成金の額

国の雇用調整助成金の支給率に応じて、次の金額を助成。
(1事業所当たり年100万円を上限)

【助成金の額】

国支給率の区分	県助成金の額	
大企業（3分の2）	国の支給決定金額の	5分の1の額
中小企業（5分の4）	国の支給決定金額の	20分の3の額

【助成割合のイメージ】

	休業手当額		
大企業	国 2/3 (20/30)	県 2/15 (4/30)	企業 3/15 (6/30)
中小企業	国 4/5 (120/150)	県 3/25 (18/150)	企業 2/25 (12/150)

【申請・問い合わせ先】

- 愛媛県経済労働部雇用対策室 電話 089-912-2505
- 申請書類の入手方法 愛媛県ホームページからダウンロード
(「愛媛県、豪雨、雇用維持助成金」で検索)